

○運搬証明書の再交付

(第 22 条)

改正 令和 2 年 3 月 23 日

審査基準

令和 2 年 3 月 23 日作成

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項	第 22 条
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	2 日
申請先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長